

# 意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川崎市長

〒

住所： \_\_\_\_\_

ふりがな： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見

現区役所・市民館・図書館を移転した場合の黒川線道路以北区民に与えるマイナス影響とコミュニティ施設利用保障について評価してください

今回の区役所・市民館・図書館の移転問題は、市民のコミュニティ施設として重要な課題です。

市はこの課題に正面からの議論を避け、市民フォーラムでは「移転の議論をしているではありません」「鷺沼にどのような機能が必要かを議論している」「移転しなければならない理由はありません」「建物はまだ30年位は使えます」と説明してきました。

最後まで移転是非の議論を避け、2月に市長は「総合的判断」の名で突然、移転決定をしました。

現区役所への交通不便が移転の理由とされ、移転した場合に住民生活に与えるデメリットの検討は全く行われてきませんでした。

今回の環境評価では、鷺沼の人口増に見合う図書館・市民館の在り方を検討するようですが、他方、現在の図書館・市民館・区役所を利用している人のことも検討すべきです。特に子供や高齢者は、日常生活の中で、わざわざ少ないバスに乗り、鷺沼まで行く人は少ないでしょう。宮前区全体の街づくりを考えるならば、鷺沼に公共施設が移転することにより、市民館・図書館・区役所が利用できなくなる人達にどうコミュニティ施設を保障するかが重要です。

宮前区の人口は1.5倍の23万人に増えたのに図書館は1館のままです。他区には分館があります。また、市民館とその類似施設は高津区や中原区の3割以下の会議室しかありません。市民税納入額は市内2番目に多いのに、生涯教育の文化施設は他区に比べ最低です。宮前区と人口規模が同じ他都市の図書館数を比較すると調布市は11館、厚木市は10館です。

図書館や市民館類似施設は徒歩圏内にあるのが基本です。23万人口に1つの図書館は少なすぎます。宮前区は細長く山坂が多い地形でバス等交通機関が大変不便な地域です。宮前区全体のコミュニティ施設の保障を考えるならば、現市民館・図書館・区役所を存続させ、鷺沼にも図書館・市民館の分館と区役所支所を作ることが必要です。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。  
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室  
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）